

令和元年度 第1回
三重県公衆衛生審議会健康危機管理部会 事項書

日時：令和2年1月29日（水）
19時30分～21時00分
場所：吉田山会館2階 第206会議室

1 あいさつ

2 部会長選任について

3 議 題

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症の現状について

(2) 今後の対応について

三重県公衆衛生審議会 健康危機管理部会 出席者

委員

	氏名	所属	役職	備考
1	伊佐地 秀司	国立大学法人三重大学 医学部附属病院	院長	欠席
2	菅 秀	独立行政法人 国立病院機構三重病院	副院長	
3	谷口 清州	独立行政法人 国立病院機構三重病院	臨床研究部長	
4	馬岡 晋	公益社団法人三重県医師会	副会長	
5	中村 康一	公益社団法人三重県医師会	常任理事	
6	新保 秀人	一般社団法人三重県病院協会	理事	
7	東川 正宗	伊勢赤十字病院	副院長	
8	林 宣男	三重県保健所長会	会長	

オブザーバー

	氏名	所属	役職	備考
1	兼児 敏浩	国立大学法人三重大学 医学部附属病院	感染制御部 部長・教授	
2	赤地 重弘	三重県保健環境研究所 衛生研究室	室長	
3	原 康之	三重県保健環境研究所 疫学研究課	主査研究員	

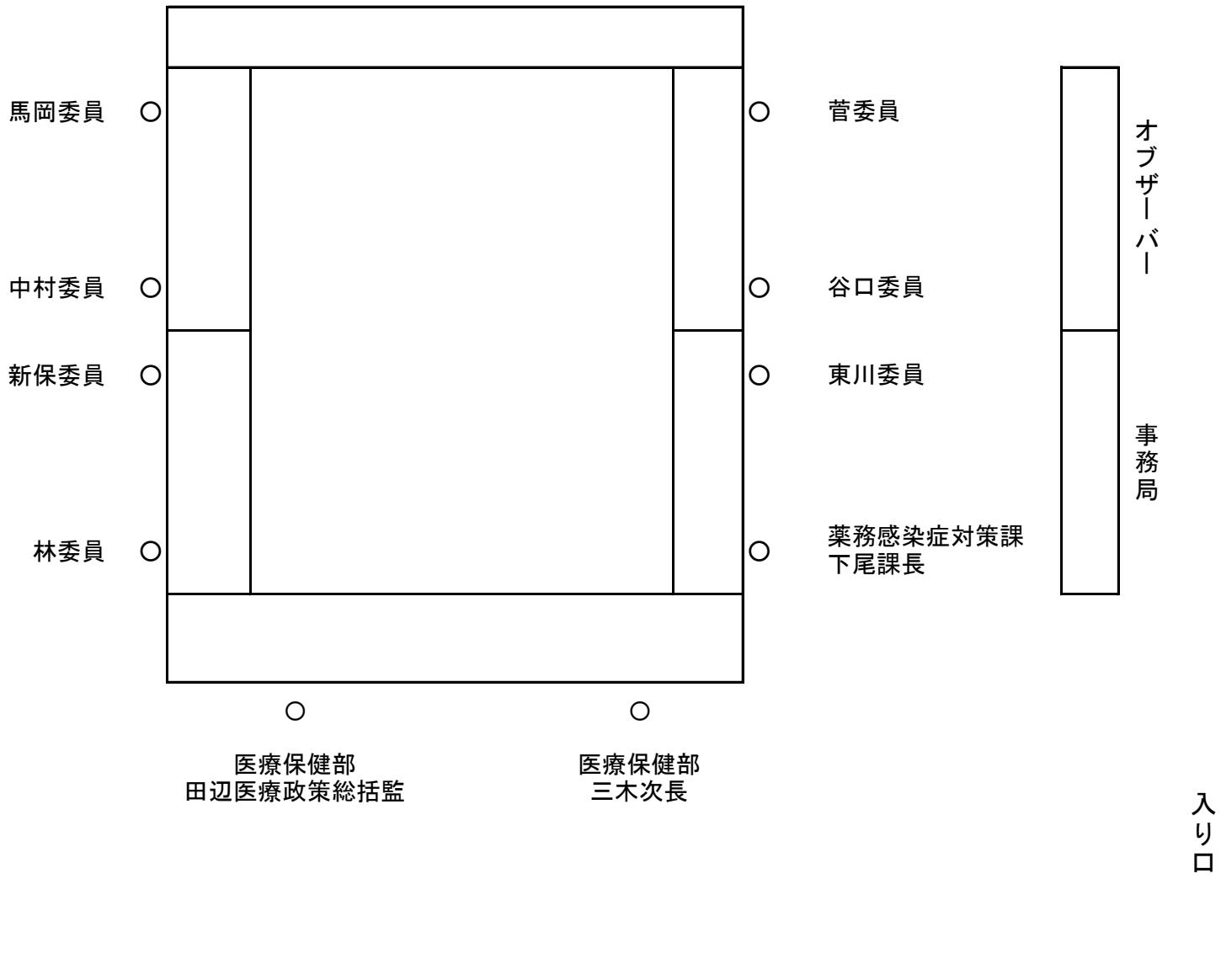
事務局

	氏名	所属	役職	備考
1	田辺 正樹	医療保健部	医療政策総括監	
2	三木 恵弘	医療保健部	次長	
3	下尾 貴宏	薬務感染症対策課	課長	
4	金谷 康子	薬務感染症対策課	班長	
5	太田 茂治	薬務感染症対策課	主幹	

令和元年度 第1回三重県公衆衛生審議会健康危機管理部会 座席表

日時:令和2年1月29日(水)19:30~21:00

場所:吉田山会館 2階 206会議室



三重県公衆衛生審議会健康危機管理部会設置要領

(趣旨)

第1条 三重県公衆衛生審議会条例第8条の規定に基づき健康危機管理部会（以下「部会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 国内外で発生する可能性があり、県民の生命や健康を守るため、県内全域で対策を講じることが必要な感染症に備えて、感染症対策を推進するための検討を行う。

(所掌事務)

第3条 部会は、次の事項についての協議を行う。

- (1) 感染症対策にかかる専門的技術的事項に関すること。
- (2) 医療体制に関すること。
- (3) その他、感染症から県民の生命や健康を守るため、必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 部会の委員は、学識経験を有するもの及び関係行政機関の職員をもって構成する。

- 2 その他必要に応じて、その分野の助言者を部会として招集する。
- 3 部会に属する委員及び専門委員（以下「委員」という。）の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 部会は部会長を1名置く。

- 2 部会長は委員の中から互選により定める。

(部会)

第6条 部会は部会長が必要に応じて召集する。

- 2 部会は、委員の過半数の出席により開催することができる。
- 3 部会の議長は、部会長がこれにあたる。

(報告)

第7条 部会長は、部会が決定した事項について、その内容を三重県公衆衛生審議会に報告又は提案する。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、三重県医療保健部薬務感染症対策課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が健康危機管理部会に諮って定める。

附則 この要領は、平成24年1月11日から適用する。

附則 この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

○ 国の情報サイト

情報は随時更新されているため、こちらのサイトで最新情報をご確認ください

- ・厚生労働省（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・国立感染症研究所（コロナウイルスに関する解説及び中国湖北省武漢市等で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に関連する情報）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

- ・内閣官房（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・FORTH/厚生労働省検疫所

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

- ・外務省 海外安全情報ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○ 国の会議

- ・厚生科学審議会（感染症部会） 1月24日、1月27日開催

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127717.html

○ 三重県の情報サイト

- ・中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎について

<http://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066.htm>

- ・三重県感染症情報センター

<http://www.kenkou.pref.mie.jp/>



文字サイズの変更 **標準** 大 特大 検索

[御意見募集やパブリックコメントはこちら](#) [国民参加の場](#)

テーマ別を探す **報道・広報** 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について

中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告されており、必要な情報の収集・公表を行っているところです。

※コロナウイルスとは
人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。
人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られているが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるSARS-CoV(重症急性呼吸器症候群コロナウイルス)とMERS-CoV(中東呼吸器症候群コロナウイルス)以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。
(参考)
国立感染症研究所 ヒトに感染するコロナウイルス:
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-ids/c/2482-2020-01-10-06-50-40/3303-coronavirus.html>

今般の新型コロナウイルス関連肺炎の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を1月28日(火)18時より設置しております。厚生労働省としては、ウェブサイト等と合わせて、引き続き正確な情報発信に努めて参ります。

- 厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285
- 受付時間 9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

◆国民の皆様へのメッセージ◆

○新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内では人から人への感染は認められるものの、我が国では人から人への持続的感染は認められていません。
国民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いします。
また、医療機関の受診にあたっては、滞在歴があることを事前に申し出てください。

政令等の
施行通知

◆発生状況について 最新情報 (日々更新されている)

- 2020年1月28日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月28日版\)](#)
- 2020年1月27日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月27日版\)](#)
- 2020年1月24日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月24日版\)](#)
- 2020年1月23日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月23日版\)](#)
- 2020年1月22日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月22日版\)](#)

◆Q&A Q&Aが出された

[中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&A\(令和2年1月27日版\)](#)

1 自治体・医療機関向けの情報 自治体・医療機関向けの情報

- 2020年1月28日掲載 [新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について\(施行通知\) \(別添\)](#)
- 2020年1月26日掲載 [新型コロナウイルスに関連した感染症に係る外国語対応をはじめとする外国人患者への対応に係る支援ツールの周知等について\(協力依頼\)\(自治体\)](#)
 - 2020年1月23日掲載 [新型コロナウイルスに関する検査対応について\(協力依頼\)\(自治体\)](#)
 - 2020年1月17日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について\(自治体\)](#)
 - 2020年1月17日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について\(医師会\)](#)
 - 2020年1月6日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について\(自治体\)](#)
 - 2020年1月6日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について\(日本医師会\)](#)

[▶ ページの先頭へ戻る](#)

2 検査所向けの情報

- 2020年1月24日掲載 [新型コロナウイルス感染症の周知等の徹底について\(協力依頼\)\(出入国在留管理庁\)](#)
- 2020年1月24日掲載 [新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検査対応について\(検査所\)](#)
- 2020年1月23日掲載 [新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検査対応について\(検査所\)](#)
- 2020年1月17日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について\(検査所\)](#)
- 2020年1月7日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について\(検査所\)](#)

4 報道発表資料 最新情報 (日々更新されている)

- 2020年1月28日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月28日版\)](#)
- 2020年1月28日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について\(7\)](#)
- 2020年1月28日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について\(6\)](#)
- 2020年1月28日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について\(5\)](#)
- 2020年1月28日掲載 [新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口\(コールセンター\)の設置について](#)
- 2020年1月27日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月27日版\)](#)
- 2020年1月26日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について\(4\)](#)
- 2020年1月26日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について\(3\)](#)
- 2020年1月24日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月24日版\)](#)
- 2020年1月24日掲載 [新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について\(2\)](#)
- 2020年1月24日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎に関する世界保健機関\(WHO\)の緊急委員会の結果について](#)
- 2020年1月23日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月23日版\)](#)
- 2020年1月22日掲載 [中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について\(令和2年1月22日版\)](#)



コロナウイルスに関する解説及び中国湖北省武漢市等で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に関連する情報

コロナウイルスとは(2020年1月10日掲載)

- [中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策](#) (2020年1月17日改訂)
- [新型コロナウイルス\(Novel Coronavirus:nCoV\)に対する積極的疫学調査実施要領\(暫定版\)](#) (2020年1月21日改訂)
- [新型コロナウイルス\(Novel Coronavirus:nCoV\)の患者の退院及び退院後の経過観察に関する方針\(案\)](#) (2020年1月22日改訂)
- [新型コロナウイルス感染症の現状の評価と国内のサーベイランス、医療体制整備](#) (2020年1月22日掲載)

- [Detection of WNV-Human1 sequence from clinical specimen](#) (2020年1月17日掲載)
- [Detection of 2019-novel coronavirus sequence from clinical specimen](#) (2020年1月21日掲載)
- [2019-nCoV\(新型コロナウイルス\)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル](#) (2020年1月24日更新)

医療的な内容は、
国立感染症研究所のサイトに掲載されている

新型コロナウイルス肺炎関連リンク集

【厚生労働省】

- ・ 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【FORTH】

- ・ 中国における新型コロナウイルスによる肺炎の発生についての国際渡航と貿易に関するv
<https://www.forth.go.jp/topics/20200117.html>

【武漢市当局】

- ・ 武漢市衛生健康委員会ホームページ(中国語)
<http://wjw.wuhan.gov.cn/front/web/list2nd/no/710>

【WHO】

- ・ Coronavirus
<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>
- ・ Disease Outbreak News (DONs)
<https://www.who.int/csr/don/en/>

【USCDC】

- ・ 2019 Novel Coronavirus, Wuhan, China
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

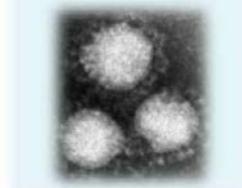
【ECDC】

- ・ Novel coronavirus in China
<https://www.ecdc.europa.eu/en/novel-coronavirus-china>

コロナウイルス感染症について

- 中国湖北省武漢市において、昨年12月以降、病原体不明の肺炎患者が発生し、後にそれが新型のコロナウイルスによるものと判明した。
- コロナウイルスとは、一本鎖(+鎖)RNA※で構成されたウイルスである。
※二重らせんを形成していないRNA
- コロナウイルスには、いわゆる風邪の原因となる4種（HCoV-229E, HCoV-OC43, HCoV-NL63, HCoV-HKU1）と、重症肺炎を引き起こす2種（SARS-CoV, MERS-CoV）が知られている。
- 表面に存在する突起が王冠(crown)に似ていることから、ギリシャ語にちなみコロナcoronaと名付けられた。

<コロナウイルス>



感染経路		臨床症状	治療・予防
<ul style="list-style-type: none"> ・ HCoV-229E ・ HCoV-OC43 ・ HCoV-NL63 ・ HCoV-HKU1 	○ 咳、飛沫、接触による感染。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜伏期間は2～4日。 ○ 主に鼻炎、上気道炎、下痢等を引き起こす。 ○ 通常は重症化しない。 	<p><治療></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の治療法はなく、対症療法で治療。 <p><予防></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有効なワクチンはない。 ○ 手指や呼吸器の衛生、食品衛生の維持を心がける。 ○ 咳、くしゃみなどの呼吸器症状を示す人との密接な接触を避ける。
<ul style="list-style-type: none"> ・ SARS-CoV ・ MERS-CoV 	○ SARSは上記に加え便にも注意。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜伏期間は2～10日（SARS-CoV）2～14日（MERS-CoV）。 ○ 上記症状に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> ・ SARSでは高熱、肺炎、 ・ MERSでは高熱、肺炎、腎炎を起こしうる。 	

(出典) 第36回厚生科学審議会感染症部会(令和2年1月27日) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09136.html 資料

<参考>

	発生年	発生状況	感染者	死亡者数	致命率	出典
SARS 重症急性呼吸器症候群	2002年	北半球のインド以東のアジアとカナダを中心に、32の地域や国々へ拡大	8,096人	774人	9.6%	国立感染症研究所 SARS（重症呼吸器症候群）とは https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/414-sars-intro.html
MERS 中東呼吸器症候群	2012年	アラビア半島諸国を中心に発生	2,496人	858人	34.4%	厚生労働省 中東呼吸器症候群（MERS）について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/mers.html

中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について（令和2年1月28日版） 抜粋

国外の発生状況 1/28 12:00現在

国・地域	感染者	死亡者
中国	4,515名	106名
タイ	8名	0名
台湾、米国、シンガポール、オーストラリア	5名	0名
韓国、マレーシア	4名	0名
フランス	3名	0名
ベトナム	2名	0名
ネパール、カナダ、カンボジア、スリランカ、ドイツ	1名	0名
合計	4,561名	106名

(致命率 2.3%)

国内の発生状況 1/28 12:00現在

1月28日 12:00時点で確認されている感染者は4名
(疑似症サーベイランス実施件数18件、うち4件が陽性)

	患者の状態	濃厚接触者
1例目	既に全快	38名全て特定し、健康観察が24日で終了
2例目	既に軽快	現時点で16名の濃厚接触者が特定されており、健康観察中。現時点で感染者は確認されていない
3例目	現在症状は落ち着いている	現時点で3名の濃厚接触者が特定されており、健康観察中。現時点で感染者は確認されていない
4例目	現在症状は落ち着いている	現時点で2名の濃厚接触者が特定されており、健康観察中。現時点で感染者は確認されていない

国内の発生状況 1/28追加分

	患者の状態	行動歴
5例目	<ul style="list-style-type: none"> ・1月26日37.5度の発熱があったため、愛知県内の医療機関を受診し肺炎の診断あり。入院せず、滞在先で待機。 ・1月28日36.6度。他に明らかな症状無し。現在入院中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月20日に来日。 ・武漢市の海鮮市場（華南海鮮城）には立ち寄っていない。中国において、肺炎患者との明確な接触は確認出来ない。なお、移動時にはマスクを着用していたとのこと。
6例目	<ul style="list-style-type: none"> ・1月14日 悪寒、咳、関節痛あり。 ・1月17日に奈良県内の医療機関を受診し、各種検査異常なく経過観察。 ・1月25日に再度受診。胸部レントゲン検査により両側下肺野に所見を認めため、調整の上、奈良県内の医療機関に入院。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月8-11日に武漢からのツアー客を、運転手としてバスに乗せた。 ・1月12-16日に別の武漢からのツアー客を、運転手としてバスに乗せた。
7例目	<ul style="list-style-type: none"> ・1月27日 道内の医療機関を受診、入院。胸部レントゲン検査にて肺炎像。 ・1月28日 熱は残っているが、容態は安定している。 	1月21日に来日し、22日より北海道を観光。日本に来てからはマスク着用。武漢市の華南海鮮城（海鮮市場）の訪問は無い。

(引用) 厚生労働省ウェブサイト。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について（令和2年1月28日版）
- ・新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について (5) (6) (7)

疑い例のスクリーニング

発熱または呼吸器症状の患者に対して以下を聴取

- (ア) 武漢市への渡航歴
- (イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触

疑い例の定義

以下の I および II を満たす場合を「**疑い例**」とする

- (I) 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有している
- (II) 発症から2週間以内に、以下の(ア),(イ)の曝露歴のいずれかを満たす
 - (ア) 武漢市への渡航歴
 - (イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴

確定例・疑い例に対する感染対策

○急性呼吸器感染症患者の診察時には**標準予防策の実施**が前提
 （呼吸器症状を呈する患者本人） サージカルマスク着用
 （医療従事者） サージカルマスク着用

○新型コロナウイルス感染症患者の確定例・疑い例の診察時

- I 標準予防策に加え、**接触・飛沫予防策**を行う。
- II 診察室および入院病床は**個室が望ましい**。十分換気する。
- III 患者の気道吸引、気管内挿管の処置など**エアロゾル発生手技を実施する際には**、空気感染の可能性を考慮し、**N95マスク、眼の防護（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋**を着用。
- IV 患者の移動は**医学的に必要な目的に限定する**。

(※) 確定例、疑い例、または検査対象者が受診する医療機関においては、診察に関わらないがこれらの患者と対面する可能性のある職員（受付、案内係、警備員など）の感染予防策にも十分配慮する。

検査の対応の流れ

疑い例については呼吸器症状の程度に関わらず、対応についてはフロー図を参照し保健所へ相談

発熱（37.5度以上）
かつ
呼吸器症状

+

曝露歴：いずれかを満たす
発症から2週間以内に、
(ア) 武漢市を訪問した
(イ) 「武漢市への渡航歴があり、
発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある

インフルエンザなどの一般的な呼吸器感染症の診断を行いつつ
疑似症サーベイランスの運用について保健所へ相談

中等～重症

〔肺炎と診断された場合には
中等症以上とする〕

軽症

「2019-nCoV感染を疑う
患者の検体採取・輸送マニユアル」を参考に検体採取

結果判明まで適切に感染
予防策を実施

自宅において十分な感染
予防策が実施できることを
担保したうえで自宅安静、
経過観察

(※) 患者（確定例）の入院適応については、感染症法上の入院の措置には該当せず、当面、医学的適応（医学的な加療の必要性）に従い、医療保険において加療を行う

⇒ 1/28付けで、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等が公布（2/7から適用）されたため、今後変更となる

新型コロナウイルス（Novel Coronavirus : nCoV）患者（確定例）の入院適応と対応

・患者（確定例）の入院適応については、**医学的適応（医学的な加療の必要性）**に従い、医療保険において加療を行う

・nCoV感染症は、感染症上の類型が定まっておらず、**感染症指定医療機関での入院は法令上必須とされていないが**、新興感染症であり、かつ、感染経路に関する情報が十分得られていない現状においては、**標準予防策、飛沫予防策、接触予防策、加えて、空気感染対策が、十分に実施できる医療機関での入院が望ましい。**

・入院適応がないと判断された患者（確定例）については、自宅において十分な感染予防策が実施できることを担保した上で、自宅安静とする。

・自宅において十分な感染予防策が実施できない場合は、別途保健所との相談となる。入院適応がないと判断された患者（確定例）については、症状増悪時の対応（保健所に連絡した上での医療機関の再診）について、患者（確定例）本人と、家族や保護者に十分に説明を行った上で、保健所が経過を観察する。

⇒ 1/28付けで、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等が公布（2/7から適用）されたため、今後変更となる

入院加療を受けた回復期にある患者（確定例）の退院の目安と退院後の経過観察

○ nCoV感染症回復期患者の退院の目安

以下のような項目について検討し、主治医と保健所が相談の上、総合的に判断する

- ・24時間発熱（37.5℃以上）が無いこと
- ・呼吸器症状が改善傾向であること
- ・血液検査、画像所見等の検査所見が改善傾向であること

○ nCoV感染症回復期患者の退院後経過観察

- ・退院後 1 週間は可能な限り自宅内ですごしていただくこと
- ・やむを得ず外出する際は、公共交通機関の利用など不特定多数との接触の機会は避けること
- ・サージカルマスクの着用と手洗い励行を依頼する。

- ・1日に2回（朝夕）体温を測り記録するよう協力を求め、37.5℃以上の発熱や呼吸器症状が出現してきた際には、保健所へ速やかに報告し、対応について指示を仰ぐ。

2019-nCoV検査に必要な検体

患者（代諾者）に 2019-nCoV 検査を実施することを説明し、下記のうち出来るだけ多種の検体を確保する。

優先順位	必要性	検体の種類	採取時期	輸送・検査までの保存温度	量
1	できる限り採取する	下気道由来検体 (喀痰もしくは気管吸引液) *	できるだけ早く (発病後 5 日以内)	≤48 時間:4℃ >48 時間:-80℃以下	1 - 2 mL
1	必ず必要	上気道由来検体 (咽頭拭い液)	できるだけ早く (発病後 5 日以内)	≤48 時間:4℃ >48 時間:-80℃以下	咽頭拭い液 1 本 (鼻腔拭いも採取した場合は 1 本にまとめる)
2	できる限り採取する	急性期血清	できるだけ早く (発病後 5 日以内)	≤5 日:4℃ >5 日:-80℃以下	2 mL
3	できる限り採取する	回復期血清	発病後 14~28 日	≤5 日:4℃ >5 日:-80℃以下	2 mL
3	可能であれば採取する	全血 (EDTA 加血) *ヘパリン不可	できるだけ早く (発病後 5 日以内)	≤5 日:4℃ >5 日:-80℃以下	5 mL
4	可能であれば採取する	尿	発病 4 日以降	≤5 日:4℃ >5 日:-80℃以下	2-3 mL

*2020/1/23 にBioRxiv (<https://www.biorxiv.org/content/10.1101/2020.01.22.914952v2>)に公開された中国からの報告によると、重症肺炎患者では下気道由来検体 (BALF) に含まれるウイルス量は上気道由来検体 (口腔スワブ) に含まれるウイルス量よりも多い傾向がある。確実な診断のためには、できる限り下気道由来検体も採取することが望ましい。

検体採取時の留意点

上気道由来検体・・・滅菌綿棒で後鼻腔あるいは咽頭を十分にぬぐい、綿棒の綿球部分のみ（ハサミで切断する）を1mL のウイルス輸送液（VTM、入手できない場合は生理食塩水）が入った滅菌スピッツ管に入れ、蓋をし、パラフィルムでシールする。滅菌綿棒は、できればフロックスワブが望ましい。フロックスワブは、先端が柔らかくブラシのようになっていてサンプルの採取効率および試料中への放出効率が良いとされる。検体は複数部位からの採取が望ましい。鼻腔と咽頭の両方を採取できる場合は 1 本のスピッツに鼻腔と咽頭スワブの 2 本をまとめて入れる。どちらか一方のみ採取する場合は、咽頭スワブを優先する。

下気道由来検体・・・患者が人工呼吸器管理下にある場合には無菌的な操作のもとに、滅菌されたカテーテルを使って気管吸引液を採取する。挿管されていない場合、喀痰を採取する。臨床的に禁忌とならない場合は気管支肺胞洗浄液の採取も検討する。採集した吸引液または喀痰はスクリューキャップ付きプラスチックチューブに入れ蓋をした後パラフィルムでシールする。

血液・・・全血は血液凝固阻止剤入りの密栓できるプラスチックチューブに 1-5mL 採取して蓋をした後、パラフィルムでシールする。血清、血漿は常法に従い分離し、スクリューキャップ付きプラスチックチューブに入れ蓋をした後パラフィルムでシールする。血清は 1mL 程度必要。

尿・・・1-2mL を試験管（ファルコンチューブなど）にいれ、パラフィルムにて蓋の周囲をシールする。

検体輸送まで

上気道由来検体、下気道由来検体は検体採取後、可能な限り速やかに氷上または冷蔵庫（4℃）に保管し、輸送まで 48 時間以上かかる場合は -80℃以下で凍結保存する。血清・全血・尿は、検体処理後、冷蔵庫（4℃）に保管し、輸送まで 5 日以上かかる場合は -80℃に凍結保存する。

新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について

概要

○令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する。

【政令制定・改正】新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令案
検疫法施行令の一部を改正する政令案

<参考>

指定感染症: 既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの（感染症法第6条）
検疫感染症: 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの（検疫法第2条第3号）

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能となる措置
国内対策	<p>(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。</p> <p>患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。（入院を拒否される可能性も）</p>	<p>➡ ① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p>
	<p>(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度（疑似症サーベイランス）の運用</p> <p>協力ベースであり、医師の義務ではない。</p>	<p>➡ ② 医師による迅速な届出による患者の把握</p>
	<p>(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施</p> <p>法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。</p>	<p>➡ ③ 患者発生時の積極的疫学調査（接触者調査）</p>
検疫	<p>(1) 発熱の確認（サーモグラフィ） (2) 自己申告の呼びかけ</p> <p>協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。</p>	<p>質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 （隔離・停留はできない。）</p>

感染症法の対象となる感染症の概観とその措置

分類		実施できる措置等	分類の考え方	必要性	
一類感染症		<ul style="list-style-type: none"> 対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 交通制限等の措置が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ヒトからヒトに伝染。 感染力と罹患した場合の重篤性から危険性を判断。 	国内での発生・拡大が想定され、又は発生・拡大した場合の危険性が大きいと考えられる感染症であり、感染拡大を防止するため。	
二類感染症		<ul style="list-style-type: none"> 対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 			
三類感染症		<ul style="list-style-type: none"> 対人：就業制限（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 			
四類感染症		<ul style="list-style-type: none"> 動物等への措置を含む消毒等の措置 			<ul style="list-style-type: none"> 動物等を介してヒトに感染。
五類感染症		<ul style="list-style-type: none"> 国民や医療関係者への情報提供 			<ul style="list-style-type: none"> その他国民の健康に影響
新型インフルエンザ等感染症		<ul style="list-style-type: none"> 対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 政令により一類感染症相当の措置も可能 感染したおそれのある者に対する健康状態報告要請、外出自粛要請 等 	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザのうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの。 かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの。 		
指定感染症 (※)		<ul style="list-style-type: none"> 一～三類感染症に準じた対人、対物措置 ※政令で指定。一年で失効するが、一回に限り延長可。 	<ul style="list-style-type: none"> 既知の感染症で一から三類感染症と同様の危険性のあるもの。 	国内での発生・拡大を想定していなかった感染症について、実際に発生又はその危険性があるとき迅速に対応するため。	
新感染症	当初	厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> ヒトからヒトに伝染する未知の感染症。 危険性が極めて高い。 	未知の感染症について、万が一国内で発生したときの対応について法的根拠を与えるため。	
	要件指定後	一類感染症に準じた対応			

(参考)

検疫法に基づく隔離・停留等の措置の概要

類型		実施する措置
検疫感染症	2条1号に規定する感染症一類感染症 エボラ出血熱、痘そう、ペスト等	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等 ※隔離・停留先は医療機関
	2条2号に規定する感染症 新型インフルエンザ等感染症	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等 ※停留は宿泊施設でも可能。
	2条3号に基づき政令で指定する感染症 チクングニア熱、鳥インフルエンザ [※] (H5N1・H7N9)、デング熱、マラリア	質問、診察・検査、消毒等 (隔離・停留はできない。)
法34条に基づき政令で指定する感染症 (34条)		質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等の全部又は一部 ※隔離・停留先は医療機関

(出典)第36回厚生科学審議会感染症部会(令和2年1月27日) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09136.html 資料

新型コロナウイルス感染症の診療体制のあり方について

資料 2

令和2年1月29日

三重県医療保健部薬務感染症対策課

	現状	対応の考え方
(1)	・現時点では、感染症法の疾病として指定されていないが、1月28日付けの施行通知により、2月7日から指定感染症として2類感染症相当の対応となる。	・法の施行は、2月7日であるものの、国の方向性は示されたことから、それまでの間においても、 <u>指定感染症の取り扱いに準じた方針が良いのではないか？</u>
(2)	・2類感染症相当の場合、患者（確定例）及び疑似症患者に対して、感染症指定医療機関（特定・第一種・第二種）へ入院勧告を行うこととなる。	・ <u>検査にて陽性となった場合は、(1)の考え方に基づき、2月7日以前であっても、感染症指定医療機関（第一種・第二種）で入院治療を行うこととしてはどうか？</u>
(3)	・症例定義が示されていないが、MERSの基準を参考にすると、検査中の段階では、疑似症には該当しない（法の適用外）となる可能性が高い。 ・検査を実施する場合、結果判明まで数日間を要する見込みであり、それまでの間の入院加療について検討が必要である。 ・1月28日12時時点において、疑似症サーベイランス制度に基づき、18件の検査を実施し、うち4例が陽性（陽性率 22%）。	・指定感染症に指定後であっても、検査中は、入院勧告できない可能性が高いこと、陰性となる症例もあることから、 ・ <u>感染症指定医療機関でない病院において、検査を実施する場合で、個室での入院管理など院内感染対策が実施できる場合は、結果が判明するまでの間、自院で入院加療することを前提としてはどうか？</u> ・ <u>無床診療所や院内感染対策が難しい中小病院において検査を実施する場合で、入院加療が必要な場合は、感染症指定医療機関へ紹介することとしてはどうか？</u>
(4)	・検査は、管轄の保健所と相談の上、実施することとなるため、各種対応は、保健所単位で行われることとなる。 ・指定医療機関の所在する保健所と所在しない保健所がある。	・診療体制の在り方については、地域の事情も加味する必要があるため、 <u>上記(1)～(3)などの県全体の方針を示した上で、保健所単位で検討することとしてはどうか？</u>
(5)	・検査の実施に関して、現時点では、国と相談し、国立感染症研究所で行われているが、今後、地方衛生研究所で実施可能となれば、地方で検査が行われていく方針 ・1月23日に武漢が閉鎖されたことを踏まえると、武漢市と関連した曝露歴（14日）が変更されていく可能性が高い。	・地域にて検査を実施する体制となった場合の <u>検査実施の判断</u> については、状況が変化していく可能性も踏まえ、 <u>診療した医師と保健所とで協議して決定</u> していくこととしてはどうか？

1月28日に新型コロナウイルス感染症が指定感染症に位置づけられる方針が決定されたこと、また、状況が刻々と変化していることを踏まえ、指定感染症としての適用が開始される2月7日までの間の当面の方針について、上記論点にて、ご議論いただきたい。

令和2年1月29日

連絡先
医療保健部薬務感染症対策課 感染症対策班 担当者 下尾、金谷 電話 059-224-2352

新型コロナウイルス感染症に関連した肺炎に関する電話相談窓口の設置について

新型コロナウイルス感染症が、発生していることをふまえ、県民の皆様からの相談対応を行うため、本日（1月29日（水））13時から、新型コロナウイルス感染症に関連した肺炎に関する電話相談窓口を設置します。

なお、医療機関を受診すべきと考えられる対象者の方については、下記の（1）（2）の要件を満たす方となります。

- （1）発熱（概ね37.5度以上）かつ呼吸器症状（せき等）のある方
- （2）武漢市への渡航歴がある方又は「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある方

<電話相談窓口について>

1. 設置場所

三重県庁 医療保健部 薬務感染症対策課

2. 電話番号<開設時間>

059-224-2339

<9時00分から17時00分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）>

3. 開設日

令和2年1月29日（水）13時00分から

4. その他

※厚生労働省も電話相談窓口を設置しております。

電話番号 03-3595-2285

※回線が混み合っている場合は、電話がつながりにくくなりますので、ご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症関連のホームページはこちらをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に対する三重県の対応

資料 4

令和2年1月29日
三重県医療保健部業務感染症対策課

日時	情勢	県民向け	医療関係者向け	県庁内
1月6日（月）	厚生労働省事務連絡「中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起」			
1月7日（火）			・通知を发出（厚生労働省の注意喚起を周知）	
1月10日（金）		・三重県感染症情報センターのウェブサイトにて情報を掲載		
1月14日（火）	厚生労働省に専用サイトが開設		・通知を发出（厚労省専用サイト）	
1月17日（金）	厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」			
1月20日（月）			・通知を发出（患者対応フロー等）	
1月25日（土）			・三重県都市医師会長会議で情報提供	
1月27日（月）		・知事から県民へメッセージ		・緊急部長会議 ・対策連絡会議の設置
1月28日（火）	厚生労働省健康局長通知「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について（施行通知）」（健発0128第5号）			・第1回対策連絡会議開催
1月29日（水）		・県庁内に電話相談窓口を設置	・通知を发出（施行通知） ・三重県公衆衛生審議会健康危機管理部会を開催	・保健所、保健環境研究所との連絡会議
今後の予定			・高齢者施設向けに注意喚起の通知を发出 ・医療関係者向けの研修会の開催	